

資料提供（説明付き） 令和5年11月20日（月）	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
【予算以外に関すること】 総務部 総務課 (電話059-229-3275)	総務課長 清水 貴伸
【予算に関すること】 政策財務部 財政課 (電話059-229-3124)	財政課長 若林 麻衣子

令和5年第4回津市議会定例会提出予定議案について

別紙のとおり

# 令和5年第4回 津市議会定例会提出予定議案 《 議 案 一 覧 》

## 【承 認】

### ○承認第5号 専決処分の承認について

《政策財務部》

令和5年度津市一般会計補正予算（第7号）（令和5年10月6日専決処分）

- ・補正額 44,412千円
- ・補正後の予算額 117,424,157千円

### ○承認第6号 専決処分の承認について

《政策財務部》

令和5年度津市一般会計補正予算（第8号）（令和5年11月9日専決処分）

- ・補正額 44,572千円
- ・補正後の予算額 117,468,729千円

## 【報 告】

### ○報告第33号 専決処分の報告について

《美杉総合支所》

- ・損害賠償の額の決定について（令和5年11月7日専決処分）  
交通事故によるもの  
損害賠償の額 373,060円

### ○報告第34号 専決処分の報告について

《建設部》

- ・損害賠償の額の決定について（令和5年11月13日専決処分）  
交通事故によるもの  
損害賠償の額 234,806円

## ○報告第35号 専決処分の報告について

《白山総合支所》

- ・損害賠償の額の決定について（令和5年11月13日専決処分）

道路管理の瑕疵によるもの

損害賠償の額 85,050円

## ○報告第36号 専決処分の報告について

《健康福祉部》

- ・損害賠償の額の決定について（令和5年11月13日専決処分）

保育所における事故によるもの

損害賠償の額 10,000円

## 【議案】

### ○議案第67号 津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部の改正について《総務部》

人事院勧告の趣旨を尊重し、当該勧告に伴い給与改定を行う。

- ・津市職員の給与に関する条例の一部改正
  - ・給料表の改定（公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用）
    - 行政職給料表 平均1.1%の引上げ
    - 教育職給料表（一） 平均1.1%の引上げ
    - 教育職給料表（二） 平均1.1%の引上げ
  - ・期末手当の支給率の改定（令和5年12月支給分の支給率は公布の日から施行。令和6年度以降の支給率は令和6年4月1日から施行）

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

区 分	現 行	改正後	
		令和5年度	令和6年度以降
6月に支給する場合	100分の120	100分の120 (改定なし)	100分の122.5
	特定幹部職員	100分の100	100分の102.5 (改定なし)
12月に支給する場合	100分の120	100分の125	100分の122.5
	特定幹部職員	100分の100	100分の105
計	100分の240	100分の245	100分の245
	特定幹部職員	100分の200	100分の205

定年前再任用短時間勤務職員

区 分	現 行	改正後	
		令和5年度	令和6年度以降
6月に支給する場合	100分の67.5	100分の67.5 (改定なし)	100分の68.75
特定幹部職員	100分の57.5	100分の57.5 (改定なし)	100分の58.75
12月に支給する場合	100分の67.5	100分の70	100分の68.75
特定幹部職員	100分の57.5	100分の60	100分の58.75
計	100分の135	100分の137.5	100分の137.5
特定幹部職員	100分の115	100分の117.5	100分の117.5

- ・ 勤勉手当の支給率の改定（令和5年12月支給分の支給率は公布の日から施行。  
令和6年度以降の支給率は令和6年4月1日から施行）

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

区 分	現 行	改正後	
		令和5年度	令和6年度以降
6月に支給する場合	100分の100	100分の100 (改定なし)	100分の102.5
特定幹部職員	100分の120	100分の120 (改定なし)	100分の122.5
12月に支給する場合	100分の100	100分の105	100分の102.5
特定幹部職員	100分の120	100分の125	100分の122.5
計	100分の200	100分の205	100分の205
特定幹部職員	100分の240	100分の245	100分の245
期末手当及び勤勉手当 の合計	100分の440	100分の450	100分の450
特定幹部職員	100分の440	100分の450	100分の450

定年前再任用短時間勤務職員

区 分	現 行	改正後	
		令和5年度	令和6年度以降
6月に支給する場合	100分の47.5	100分の47.5 (改定なし)	100分の48.75
特定幹部職員	100分の57.5	100分の57.5 (改定なし)	100分の58.75
12月に支給する場合	100分の47.5	100分の50	100分の48.75
特定幹部職員	100分の57.5	100分の60	100分の58.75
計	100分の95	100分の97.5	100分の97.5
特定幹部職員	100分の115	100分の117.5	100分の117.5
期末手当及び勤勉手当 の合計	100分の230	100分の235	100分の235
特定幹部職員	100分の230	100分の235	100分の235

- ・ 津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
  - ・ 給料表の改定（公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用）
    - 特定任期付職員給料表 平均1.0%の引上げ
    - 任期付職員給料表 平均1.0%の引上げ
  - ・ 特定任期付職員の期末手当の支給率の改定（令和5年12月支給分の支給率は公布の日から施行。令和6年度以降の支給率は令和6年4月1日から施行）

区 分	現 行	改正後	
		令和5年度	令和6年度以降
6月に支給する場合	100分の165	100分の165 (改定なし)	100分の170
12月に支給する場合	100分の165	100分の175	100分の170
計	100分の330	100分の340	100分の340

**○議案第68号 津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部の改正について** 《総務部》

人事院勧告に伴う一般職の期末手当及び勤勉手当の支給率の改定に連動した改正を行う。

- ・期末手当の支給率の改定（令和5年12月支給分の支給率は公布の日から施行。令和6年度以降の支給率は令和6年4月1日から施行）

区 分	現 行	改正後	
		令和5年度	令和6年度以降
6月に支給する場合	100分の200	100分の200 (改定なし)	100分の205
12月に支給する場合	100分の200	100分の210	100分の205
計	100分の400	100分の410	100分の410

**○議案第69号 津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部の改正について** 《総務部》

人事院勧告に伴う一般職の期末手当及び勤勉手当の支給率の改定に連動した改正を行う。

- ・期末手当の支給率の改定（令和5年12月支給分の支給率は公布の日から施行。令和6年度以降の支給率は令和6年4月1日から施行）

区 分	現 行	改正後	
		令和5年度	令和6年度以降
6月に支給する場合	100分の220	100分の220 (改定なし)	100分の225
12月に支給する場合	100分の220	100分の230	100分の225
計	100分の440	100分の450	100分の450

**○議案第70号 津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部の改正について** 《総務部》

人事院勧告に伴う一般職の期末手当及び勤勉手当の支給率の改定に連動した改正を行う。

- ・期末手当の支給率の改定（令和5年12月支給分の支給率は公布の日から施行。令和6年度以降の支給率は令和6年4月1日から施行）

区 分	現 行	改正後	
		令和5年度	令和6年度以降
6月に支給する場合	100分の220	100分の220 (改定なし)	100分の225
12月に支給する場合	100分の220	100分の230	100分の225
計	100分の440	100分の450	100分の450

**○議案第71号 津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部の改正について** 《総務部》

人事院勧告に伴う一般職の期末手当及び勤勉手当の支給率の改定に連動した改正を行う。

- ・期末手当の支給率の改定（令和5年12月支給分の支給率は公布の日から施行。令和6年度以降の支給率は令和6年4月1日から施行）

区 分	現 行	改正後	
		令和5年度	令和6年度以降
6月に支給する場合	100分の220	100分の220 (改定なし)	100分の225
12月に支給する場合	100分の220	100分の230	100分の225
計	100分の440	100分の450	100分の450

## ○議案第72号 津市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部の改正について

(令和6年4月1日から施行) 《上下水道管理局》

水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業に加え、新たに市営浄化槽事業、共同汚水処理施設事業及び農業集落排水事業について、地方公営企業法の規定の全部を適用するため所要の改正を行う。

- ・題名の改正

津市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

- ・法の適用に係る規定の改正
- ・市営浄化槽事業の整備区域の設定
- ・共同汚水処理施設事業の処理区域の設定
- ・農業集落排水事業の処理区域の設定
- ・その他所要の改正

## ○議案第73号 津市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (令和6年4月1日から施行) 《上下水道管理局》

津市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、関係条例を整理する条例を制定する。

- ・関係条例において、条文の整理を行う。
  - ・津市農業集落排水事業基金条例
  - ・津市特別会計条例
  - ・津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例
  - ・津市水道事業給水条例
  - ・津市工業用水道事業給水条例
  - ・津市営浄化槽条例
  - ・津市営浄化槽事業基金条例
  - ・津市共同汚水処理施設の設置及び管理に関する条例



## ○議案第74号 津市国民健康保険条例の一部の改正について

(令和6年1月1日から施行) 《健康福祉部》

国民健康保険法施行令が改正され、同令に規定する市町村の保険料の賦課に関する基準において、出産した被保険者等がある場合の国民健康保険料の所得割額及び被保険者均等割額の減額について規定されたことなどから所要の改正を行う。

- ・ 出産した被保険者等の保険料の減額に係る規定の追加
- ・ その他所要の改正

## ○議案第75号 津市センターパレスホールの設置及び管理に関する条例の廃止について (令和6年4月1日から施行) 《商工観光部》

本市における産業の発展に寄与し、市民の生活及び文化の向上並びに福祉の増進を目的として昭和60年4月に設置した津市センターパレスホールについて、他のホールや類似施設等の配置状況、経過年数に伴う経年劣化、今後の維持管理費や改修費の負担などを踏まえ、公共ホールとしての役割を十分果たし終えたため、大門・丸之内地区における新たなにぎわいや回遊性を生み出す交流拠点として活用可能な民間事業者売却することから、令和6年3月31日をもって当該ホールを廃止するため、津市センターパレスホールの設置及び管理に関する条例を廃止する。

## ○議案第76号 津市水道事業給水条例の一部の改正について

(令和6年4月1日から施行) 《上下水道管理局》

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、水道整備・管理行政が国土交通省へ移管されることから所要の改正を行う。

- ・ 権限の移管に伴う条文の整理

厚生労働省令 → 国土交通省令

**○議案第 77号 津市水道事業給水条例及び津市工業用水道事業給水条例の一部の改正について**（令和6年4月1日から施行）《上下水道管理局》

水道料金及び工業用水の料金に係る遅延損害金を徴収するため所要の改正を行う。

- ・津市水道事業給水条例の一部改正
  - ・遅延損害金に係る規定の追加
  - ・その他所要の改正
- ・津市工業用水道事業給水条例の一部改正
  - ・遅延損害金に係る規定の追加
  - ・その他所要の改正

**○議案第 78号 津市公共下水道条例の一部の改正について**

（公布の日から施行）《上下水道事業局》

波瀬川、中村川及び赤川が特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川に指定されたことに伴い、特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設の設置工事について、同法の規定に基づき、日本下水道事業団が行うことができるようにするため所要の改正を行う。

- ・排水設備指定工事店の指定に係る規定の改正

**○議案第 79号 津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部の改正について**（令和6年4月1日から施行）《上下水道管理局》

白塚町地内における令和4年度繰越分の津北部第3－2処理分区公共下水道工事及び一身田豊野地内における令和5年度分の津北部第7処理分区公共下水道工事の完了に伴い、新たに負担区及び負担金の額を設定する。

津北部第3－2処理分区第2負担区	384円／㎡
津北部第7処理分区第2負担区	384円／㎡

**○議案第 80号 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について**（令和6年4月1日から施行）《教育委員会》

美里地域の公共施設の再編に当たり、利用実態を踏まえ、津市長野公民館及び津市辰水公民館を廃止し、新たな地域の拠点となる公民館として津市高宮公民館を津市美里公民館として活用するため所要の改正を行う。

- ・津市長野公民館及び津市辰水公民館を令和6年3月31日をもって廃止
- ・津市高宮公民館 → 津市美里公民館

**○議案第 8 1 号 津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部の改正について**（令和 6 年 2 月 2 6 日から施行）《消防本部》

津市北消防署を移転するため位置の改正を行う。

津市栗真中山町 8 1 6 番地 2 → 津市栗真中山町 8 1 6 番地 6

**○議案第 8 2 号 工事請負契約について**

《建設部》

- ・令和 5 年度建整橋維補継第 1 号 津興橋大規模更新事業橋梁（上部工）架設等工事  
契約の相手方 J F E エンジニアリング株式会社 名古屋支店  
契約金額 5 6 1, 0 0 0, 0 0 0 円  
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 5 1, 0 0 0, 0 0 0 円）  
契約方法 条件付一般競争入札（総合評価落札方式）  
工事概要 工場製作工（鋼 4 径間連続非合成鈹桁橋）、鋼橋架設工及び R C 床版工一式並びに舗装工（1, 8 2 0 m<sup>2</sup>）

**○議案第 8 3 号 工事請負契約の一部の変更について**

《建設部》

- ・令和 4 年度建整橋維補継第 1 号 津興橋大規模更新事業橋梁（下部工）築造等工事  
契約金額 変更前 1, 3 9 9, 2 6 6, 0 0 0 円  
変更後 1, 3 6 2, 4 8 4, 2 0 0 円

**○議案第 8 4 号 工事の施行に関する協定の一部の変更について**

《建設部》

- ・近鉄名古屋線津・江戸橋間における上津架道橋改築工事の施行に関する協定  
協定金額 変更前 2, 0 3 0, 0 0 0, 0 0 0 円  
変更後 2, 3 1 4, 0 0 0, 0 0 0 円

## ○議案第 85 号 訴訟上の和解について

《健康福祉部》

- ・ 第三者行為による損害賠償請求事件ほか 6 事件

和解の要旨 被告ら 8 人のうち 3 人、うち 2 人及びうち 3 人は、本市に対し、連帯して、それぞれ和解金 700,000 円の支払義務があることを認め、和解金を支払う。

(令和 5 年第 1 回津市議会定例会 報告第 1 号の専決処分(訴訟の提起について)により損害賠償請求した事件)

## ○議案第 86 号 津市民テニスコートの指定管理者の指定について

《スポーツ文化振興部》

- ・ 施設の名称及び所在地

津市民テニスコート 津市殿村 150 番地

- ・ 指定管理者 三幸・三重県生涯スポーツ協会グループ
- ・ 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## ○議案第 87 号 津市久居老人福祉センターの指定管理者の指定について

《久居総合支所》

- ・ 施設の名称及び所在地

津市久居老人福祉センター 津市久居西鷹跡町 365 番地 1

- ・ 指定管理者 社会福祉法人自由学苑福祉会
- ・ 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

## ○議案第 88 号 サン・ワーク津の指定管理者の指定について

《商工観光部》

- ・ 施設の名称及び所在地

サン・ワーク津 津市島崎町 143 番地 6

- ・ 指定管理者 一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンター
- ・ 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

○議案第89号 市道路線の認定について

《建設部》

- ・ 棕本第5号線ほか5路線  
開発行為による帰属路線

○議案第90号 令和5年度津市一般会計補正予算（第9号）

《政策財務部》

- ・ 補正額 371,513千円
- ・ 補正後の予算額 117,840,242千円

○議案第91号 令和5年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） 《健康福祉部》

（事業勘定）

- ・ 補正額 125,545千円
- ・ 補正後の予算額 26,758,964千円

（直営診療施設勘定）

- ・ 補正額 88千円
- ・ 補正後の予算額 61,565千円

○議案第92号 令和5年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

《健康福祉部》

- ・ 補正額 21,274千円
- ・ 補正後の予算額 30,769,572千円

○議案第93号 令和5年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） 《健康福祉部》

- ・ 補正額 42,234千円
- ・ 補正後の予算額 7,564,866千円

○議案第94号 令和5年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

《上下水道管理局》

- ・ 補正額 △2,340千円
- ・ 補正後の予算額 562,302千円

○議案第95号 令和5年度津市共同污水处理施設事業特別会計補正予算

(第1号) 《上下水道管理局》

・補正額	△363千円
・補正後の予算額	247,117千円

○議案第96号 令和5年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) 《上下水道管理局》

・補正額	△513千円
・補正後の予算額	590,781千円

○議案第97号 令和5年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号) 《都市計画部》

・補正額	△3,498千円
・補正後の予算額	247,684千円

○議案第98号 令和5年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号) 《建設部》

・補正額	8,281千円
・補正後の予算額	31,276千円

○議案第99号 令和5年度津市水道事業会計補正予算(第1号)

《上下水道管理局》

・収益的収入及び支出

収入

補正額 56千円

補正後の予算額 8,962,146千円

支出

補正額 △74,059千円

補正後の予算額 8,130,248千円

・資本的収入及び支出

支出

補正額 △1,689千円

補正後の予算額 4,578,411千円

○議案第100号 令和5年度津市下水道事業会計補正予算（第1号）

《上下水道管理局》

・収益的収入及び支出

収入

補正額  $\Delta 306,966$  千円

補正後の予算額  $11,063,599$  千円

支出

補正額  $3,488$  千円

補正後の予算額  $9,818,517$  千円

・資本的収入及び支出

収入

補正額  $1$  千円

補正後の予算額  $7,771,045$  千円

支出

補正額  $3,009$  千円

補正後の予算額  $11,125,071$  千円

○議案第101号 令和5年度津市モーターボート競走事業会計補正予算  
（第2号）《ボートレース事業部》

・業務の予定量

年間舟券発売金

補正予定量  $5,867,138$  千円

補正後の予定量  $66,367,484$  千円

1日平均舟券発売金

補正予定量  $32,595$  千円

補正後の予定量  $368,708$  千円

年間場間場外受託発売金

補正予定量  $396,000$  千円

補正後の予定量  $10,598,500$  千円

・収益的収入及び支出

収入

補正額  $5,938,481$  千円

補正後の予算額  $68,397,984$  千円

支出

補正額  $5,392,556$  千円

補正後の予算額  $67,337,653$  千円